

乙第15号証

甲49の1 訳文

第4章

法律と政策

要点 (Highlights)

- ・ 74 か国では、避妊目的の不妊手術を明示的に認める法律が存在する。一部の国では、法律や裁判所の判断により自発的不妊手術が具体的に認可されている。別の国々では、自発的な不妊手術がその国家の家族計画または人口政策プログラムの一部として組み込まれ、そのプログラムを説明する文書の中で言及されている。さらに別の国々では、明確な法律は存在しないものの、支配的な法解釈として自発的な不妊手術は許容されるとされている。
- ・ 55 か国では、法的状況が不明確である。すなわち、不妊手術を具体的に扱う法律が存在せず、既存の法律がどのように不妊手術に適用されるかについて権威ある解釈も存在しないか、あるいは、不妊手術を扱う法律や政策が互いに矛盾しているかのいずれかである。
- ・ 8 か国では、明示的に、または解釈によって、治療上の理由（すなわち健康に死する場合）もしくは医学的・優生学的理由を除き、不妊手術は禁止されている。ただし、このような国の数は1985年の28か国から減少しており、これら8か国の一部では、法律が公式に認める範囲よりも広く不妊手術が提供されている実態がある。
- ・ 25 か国では、少なくとも一部の不妊手術を実施する前に、配偶者、親、保護者、医師、または委員会の同意を必要としている。また、24 か国では、不妊手術に先立って満たすべき年齢または出産歴に関する要件が設けられている。
- ・ 過去数十年にわたり、不妊手術に関する法律の傾向は自由化（規制緩和）の方向にある。もっとも少数の国が、保守的（慎重）な改正を行った。